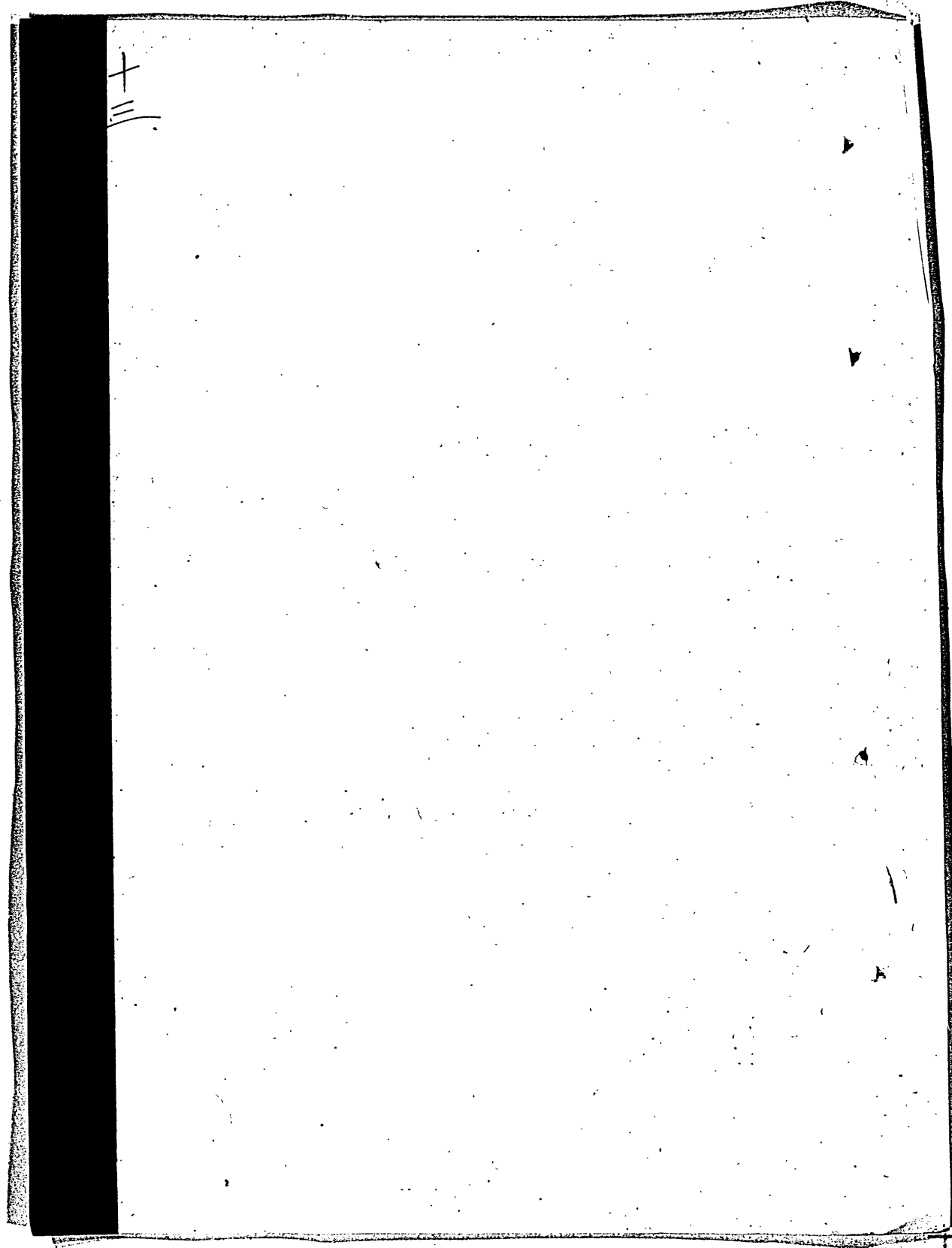




I-0611

0:50

		發信用		執務用	
主信		/	/	2	
附屬	甲				
	乙				
	丙				
	丁				
備考					

懸案

滿外移省ヨリ電
教對滿事務局へ公
No. 72

文書課長

文書課發送 昭和拾參年參月拾貳日發送済

淨書 (印)

正校 (原稿) (淨書)

昭和三十二年三月十日

(本局)

主管 東亞局長 3 惠壽第二課長 任主

五二機密 第一五九號 昭和拾參年參月拾壹日 日附 附屬

受信人	信件名	發信人名件
大 使	健康優良兒童表彰之件	本件之件次及對由手紙而後長安督辦部
頁 四 大 2	長官公儀別添送付入	初出の階入 支所押捺 封入物添付

公文書案

外務省

11 85

四

昭和十五年三月十一日

總務事務局長

外務次官

教育部長

健康優良兒童表彰ニ關スル件

今般東京大阪兩朝日新聞社ニ於テ全日本健康優良兒童表彰會開催ノ通別紙ノ通裏贈アリタル旨文部次官ヨリ通知越候處右ハ學校體育上適切ナル事業ト存セラルルニ付可然御取計相成度

内閣

通函本件ニ關スル調査カード其ノ他ノ事項ハ主催者ヨリ直接貴部へ御依頼ノ趣ニ付爲念申添候

I-0611

滿洲
外務省ヨリ
對滿事務局へ

寫

No. 108

昭和十三年九月五日

對滿事務局次長 原 邦 道

外務次官 堀内 謙 介

在滿帝國大使館教務部長 今 吉 敏 雄 殿

健康優良兒童表彰ニ關スル件

首題ニ關シ發ニ三月十一日附函ニ普通第一五九號ヲ以テ申進致シ
置キタル所今般東京朝日新聞社内全日本健康優良兒童表彰會々長
ヨリ優良兒童ノ選出表彰ニ關シ貴部ニ地方審査會ヲ設ケラレ度旨

内 閣

申越候條右可然御取計相成度

進而右審査會設置ノ上ハ審査會長、委員長、委員氏名御通報相
成様致度

並美濃縣紙(十三行書)

(記)

I-0611

全日本健康優良児童表彰會

主催 東京朝日新聞社
後援 文部省

要旨

東京大阪朝日新聞社は我國民の體位向上健康増進に關する運動の一方法として例年の通り全國小學校児童中より最も健康優良なる者を審査選出し之を表彰せんとするものなり

審査會

全關東、各府縣、台灣、朝鮮、樺太、關東州、關西に健康優良児童地方審査會を設く
地方審査會は各地方官を會長とし學務部長或は教育委員及び朝日新聞社員を以て組織し幹事若干名を設くことを得
東京朝日新聞社内に全日本健康優良児童表彰會を設く右表彰會は文部大臣を團長朝日新聞社長を副社長とし文部省教育委員を同會中央審査委員に文部省教育委員及び民間學者を同會中央審査委員に依頼すると共に朝日新聞社員若干名を添加せしむ
地方審査會は三月二十日を期し締め付けを行はる關東カードを通過の方法により管内各小學校に配布し期日に達する健康優良児童の申告を求むること

審査方法

一、選出期間
本年審査せんとする健康優良児童の選出期間は昭和十三年四月に於て東京朝日新聞社内に於ける男子児童に於ては昭和十三年四月一日より昭和十三年四月一日までに生れたるものとす
二、審査の順序
イ、全國各小學校は締め付け後地方審査會より配布される關東カードにより一級男女各一名の健康優良児童を選出し地方審査會に申告す
右申告締切期日 昭和十三年五月十日

表彰方法

各小學校より選出された男女健康優良児童には表彰状及關東カードを
地方審査會より選出された各地方一級男女各一名には表彰状及關東カードを
中央審査會より選出された各地方一級男女各一名には表彰状及關東カードを
（地方審査會より選出された各地方一級男女各一名には表彰状及關東カードを、中央審査會より選出された各地方一級男女各一名には表彰状及關東カードを、日本一健康優良児童より選出された各地方一級男女各一名には表彰状及關東カードを）
日本一健康優良児童より選出された各地方一級男女各一名には表彰状及關東カードを、その出身校には健康優良児童を贈る（同）

運動能力検査要項

一、運動能力検査標準

種目	男子	女子
走力	五〇米 疾走	八秒 八秒五分の一
走力	走 幅 跳	三米六〇 三
走力	走 球 用 ボール 投	一八米 一五米

二、實施方法

（一）疾走
走は「位置に置いて」で出發位置に置き、「用意」で出發用意をなし、「合點又は號聲」で出發する。而して出發合點又は出發位置に在りて號聲又は號聲は手等で合點を與へ合點の位置に在る時計員は出發の合點を見てストップ・ウォッチを動かして走者が決勝線を通

過する時に時計を止める。時計に振はれた時間走者の所要時間である。ストップ・ウォッチは正確なるものを必要とする。

（二）走 幅 跳

普通の陸上で行く。助走に続いては助走の制限をしない。但陸上者が助走に際して助走の前方の地に跳れたならば、それは一回の不正試投と数へる。二回の試投（不正試投を含む）中最も優良なるものを其の成績とする。陸上距離の計測は助走の開始から助走の地面に跳れた最も近い地點とする。

（三）走 球 用 ボール 投

走球用ボール（圓球）五〇五以上四七五以下五〇五以内のもの）を手にて遠方へ投げる方法である。地上若しくは床上に直徑五五〇（八呎）の圓を描き、投者はこの圓内に於ける。投げたボールが地上に跳れるまでに投者が圓外の地に跳れた場合は一回の不正試投と数へる。三回の試投（不正試投を含む）中最も優良なるものを其の成績とする。

滿
外務省
對滿事務局



滿共第二號

昭和十三年四月六日

對滿事務局次長 原 邦 道

公 証
No. 112
昭和十三年四月六日

外務次官 堀内 謙 介

内閣印刷局長 土屋 耕 二 殿

官報掲載ニ關スル件

別紙原稿官報掲載方可然御取計相成度

内
閣

135判洋書紙(十四行罫)

I-0611

京都府 知事 岩重木隆治 委員 長 岩重木隆治 委員 長 岩重木隆治	東京府 知事 小島正次 委員 長 小島正次 委員 長 小島正次	北海道 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	東北 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	関東 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	中部 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	近畿 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	朝鮮 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清
千葉縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	群馬縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	埼玉縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	新潟縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	長野縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	山梨縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	神奈川縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	東京府 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清
滋賀縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	京都府 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	大阪府 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	奈良縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	和歌山縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	三重縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	愛知縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	岐阜縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清
福井縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	秋田縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	山形縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	青森縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	岩手縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	福島縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	宮城縣 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清	東京府 知事 山本清 委員 長 山本清 委員 長 山本清

I-0611

日新聞社

部省

一覽

山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									
山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									
山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									
山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									
山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									
山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									
山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									
山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									
山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									
山梨縣 知事 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三 委員 山梨 正三									

(昭和十二年四月一日現在)

滿
外務省ヨリ
對滿事務局へ
電
No.4/

東亞局

教普通第二六號

昭和十三年四月十三日

在滿日本大使館
教務部

對滿事務局次長 原 邦 道
外務次官 堀 内 謙 介 殿

健康優良兒童表彰ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ四月五日附滿教普通第一號ヲ以テ御通知有之候處
健康優良兒童表彰ニ關スル審査委員ハ左記ノ通決定致度候條及通
報候

在滿日本帝國大使館

(12. 11. 50,000 鮎川納)

記

會長	教務部長	今 吉 敏 雄
委員長	保健課長	下 田 一 夫
委員	事務官	古 野 利 秋
全	視學官	辻 一
全	關東局技師	齋 藤 兼 吉
全	囑 託	小 川 惟 熙

在滿日本帝國大使館

(12. 11. 50,000 鮎川納)

I-0611